

## 道産食品登録制度手続要領

### 第1 目的

この要領は、道産食品登録制度要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する登録手続について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 申請等の様式関係

要綱に定める申請、届出、登録、承認、通知及び報告は、次表に定める様式による。

要綱の定め	様式
第4の1	別記様式第1号 道産食品登録申請書
第7の1及び第7の2	別記様式第2号 道産食品登録マーク使用許諾申請書（登録業者）
第7の1及び第7の2	別記様式第3号 道産食品登録マーク使用実績報告書（登録業者）
第7の1及び第7の2	別記様式第4号 道産食品登録マーク使用許諾変更申請書（登録業者）
第7の2	別記様式第5号 道産食品登録マーク使用届出書（登録業者以外の者）
-	別記様式第6号 削除
第4の3の（5）	別記様式第7号 道産食品登録食品検認申請書
第4の3の（6）のア、イ	別記様式第8号 道産食品登録食品生産休止（廃止）届出書
第4の3の（6）のウ	別記様式第9号 道産食品登録食品生産再開届出書
第4の3の（6）のエ	別記様式第10号 道産食品登録事業者名称等変更届出書
第4の3の（7）	別記様式第11号 道産食品登録変更申請書
第5の1	別記様式第12号 道産食品登録機関登録申請書
第5の3	別記様式第13号 道産食品登録機関業務規程変更届出書
第5の4	別記様式第14号 道産食品登録機関名称等変更届出書
第5の5	別記様式第15号 道産食品登録事項変更申請書
第5の6の（1）	別記様式第16号 道産食品登録書
第5の6の（1）	別記様式第17号 道産食品登録変更（非登録変更）書
第5の6の（2）	別記様式第18号 道産食品登録マーク使用許諾書（登録業者）
第5の6の（2）	別記様式第19号 道産食品登録マーク使用変更許諾書
-	別記様式第20号 削除
第5の6の（3）	別記様式第21号 道産食品登録食品検認結果通知書
第5の6の（4）	別記様式第22号 道産食品登録取消通知書
第5の6の（7）	別記様式第23号 道産食品登録報告書
第5の7	別記様式第24号 道産食品登録機関業務廃止届出書
第6の1	別記様式第25号 道産食品登録機関登録（非登録）通知書
第6の3	別記様式第26号 道産食品登録機関登録事項変更承認（非承認）書
第6の5	別記様式第27号 道産食品登録機関立入検査員証
第6の5	別記様式第28号 道産食品登録検査結果通知書
第6の6	別記様式第29号 道産食品登録機関取消通知書

### 第3 登録事業者関係

- 1 要綱第4の1に定める登録を受けようとする者の申請は、登録を受けようとする道産食品ごとに、第2の様式に次の書類各1部を添えて行うものとする。  
ただし、一の登録機関に対し、複数の道産食品の登録を申請する場合にあっては、登録を受けようとする道産食品の数にかかわらず、(1)の書類は1部とする。  
(1) 登記簿の謄本(個人の場合は、市町村長が発行した身分証明書)
- 2 要綱第4の3の(2)に定める許諾を受けようとする者の申請は、許諾受けようとする登録道産食品ごとに、第2の様式により行うものとする。
- 3 要綱第4の3の(3)に定める登録道産食品の生産及び流通に係る関係書類は、当該書類の記録に関する事業年度の末日から3年を経過する日まで保存しなければならない。
- 4 要綱第4の3の(6)のア、イに定める登録道産食品の生産休止又は廃止に係る届出は、生産を休止又は廃止する2週間前までに、第2の様式により行うものとする。
- 5 要綱第4の3の(6)のウに定める登録道産食品の生産の再開に係る届出は、生産を再開する2週間前までに、第2の様式により行うものとする。
- 6 要綱第4の3の(6)のエに定める名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出は、変更後2週間以内に、第2の様式に登記簿の謄本等当該変更の事実を確認できる書類2部を添えて行うものとする。

### 第4 登録機関関係

- 1 要綱第5の1に定める登録機関となろうとする者の申請は、第2の様式に次の書類各1部を添えて行うものとする。  
(1) 業務規程  
(2) 定款又は寄付行為及び登記簿の謄本  
(3) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書、財産目録及び賃借対照表  
ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録とする。  
(4) 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 2 要綱第5の3に定める業務規程の内容の変更に係る届出は、変更後の業務規程による業務を開始する2週間前までに、第2の様式に変更後の業務規程1部を添えて行うものとする。
- 3 要綱第5の4に定める登録機関の名称、代表者又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出は、変更後2週間以内に、第2の様式に定款、寄付行為、登記簿の謄本等当該変更の事実を確認できる書類1部を添えて行うものとする。

4 要綱第5の6の(1)に定める審査及び要綱第5の6の(3)に定める検査の方法は、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準並びに製造管理及び品質管理の方法の審査を行う機関に関する基準(ISO/IECガイド62:1996及びガイド65:1996(JISZ9362及びJISQ0065)(以下「認証機関に関する国際基準」という。))に適合する方法により行わなければならない。

5 要綱第5の6の(6)に定める帳簿の取扱は、次のとおりとする。

(1) 帳簿の記載事項は、認証機関に関する国際基準に基づくものとする。

(2) 登録機関が備え付けておかなければならない帳簿は、登録又は検認を行った日の属する事業年度の末日から3年を経過する日まで保存しなければならない。

(3) 帳簿については、電磁的な記録によるものを認めるものとする。

6 要綱第5の6の(7)に定める報告は、第2の様式により、次表の左欄に掲げる報告の内容に応じ、同表の右欄に定める書類を添えて報告する。

要綱第4の3の(6)のア、イ	登録事業者から提出のあった別記様式第8号の写し
ウ	登録事業者から提出のあった別記様式第9号の写し
エ	登録事業者から提出のあった別記様式第10号及びその添付書類の写し
要綱第5の6の(1)	申請者に通知した別記様式第16号又は同17号の写し及び第3の(1)に定める書類
要綱第5の6の(3)	登録事業者に通知した別記様式第21号の写し
要綱第5の6の(4)	登録事業者に通知した別記様式第22号の写し

## 第5 登録マーク

### 1 登録マークの使用

登録マークは、要綱の定めにより次の場合に限り使用できるものとする。

(1) 登録機関から登録を受けた事業者。(以下「登録事業者」という。)

登録道産食品にシールとして貼付又は印刷して表示する場合。

登録道産食品の販売促進等(制度PRを含む)に使用する場合。

(2) 登録機関に登録マーク使用の届出を行う者。

登録制度のPR等に使用する場合。

登録道産食品の販売促進等(制度PRを含む)に使用する場合。

### 2 遵守事項

登録マークの使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 登録事業者。

あらかじめ別記様式第2号により登録マーク使用許諾を登録機関に申請し、別記様式第18号の使用許諾書を登録機関から受けること。

(2) 登録機関に登録マーク使用の届出を行う者。

あらかじめ別記様式第5号により道産食品登録マーク使用届出書を登録機関に提出すること。

### 3 誤認の防止

登録事業者及び登録機関に登録マーク使用の届出をおこなった者は、消費者等に誤認させるような方法で登録マークを表示してはならない。

### 4 使用実績の報告

登録事業者は、登録マークの使用管理に関する記録簿を備え、毎年3月末までの登録マークの使用実績を別記様式第3号により、翌4月末までに登録機関に報告しなければならない。

### 5 登録マークの使用中止

次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、登録マークの使用中止を命ずる。

- (1) 要綱の規定による登録の取消しを行った場合。
- (2) 1の使用以外に使用した場合。
- (3) 3に該当した場合。

### 附 則

- 1 この要領は、平成18年1月1日から施行する。
- 2 平成19年4月4日一部改正
- 3 平成19年12月10日一部改正
- 4 平成21年3月3日一部改正

(別記様式第1号)

## 道産食品登録申請書

平成 年 月 日

(登録機関名及び代表者) 様

(申請者)

所在地 〒 -

名称

代表者

印

次の道産食品について登録を受けたいので、道産食品登録制度実施要綱第4の1の規定により、申請します。

### 記

1. 登録を受けようとする道産食品の種類及び商品名

2. 道産原材料及び原産地

原材料名	原産地名	備考

道産原材料の原産地を証明する書類を別途添付  
登録マークを表示しようとする容器又は包装(容器は写真でも可)

3. 製品の食品表示

4. 生産場所の所在地

(別記様式)

## 道産食品登録食品の情報公開に関する同意書

平成 年 月 日

北海道知事様  
(登録機関経由)

(申請者)

所在地 〒 -

名称

代表者

印

道産食品登録制度実施要綱及び道産食品登録制度手続要領の規定に基づき、登録機関が北海道知事に報告する事項のうち、次の事項について、北海道知事が必要に応じ、情報を公開することに同意します。

### 記

#### 1 登録に関する事項

- (1) 事業者名、所在地及び連絡先
- (2) 登録道産食品の種類及び名称
- (3) 登録番号及び登録年月日

#### 2 登録取消に関する事項

- (1) 事業者名、所在地及び連絡先
- (2) 登録を取り消された登録道産食品の種類及び名称
- (3) 登録番号、登録取消年月日及び取消事由認証を取り消された登録道産食品の種類及び名称

#### 3 変更等に関する事項

- (1) 登録道産食品の生産の休止又は廃止に関する情報
- (2) 生産を休止していた登録道産食品の生産再開に関する情報
- (3) 名称、代表者又は事務所の変更に関する情報

(別記様式第2号)

## 道産食品登録マーク使用許諾申請書

平成 年 月 日

登録機関 様

(登録事業者)

所在地 〒 -

名称

代表者

印

平成 年 月 日付けで登録を受けた次の道産食品について、次の条件を了知の上、登録マークを表示したいので申請します。

### 記

1 登録道産食品の種類及び名称

2 登録番号 登録第 号

3 登録マークの年間使用予定枚数

(1) 登録道産食品にシール又は印刷する枚数

(2) 登録道産食品の販売促進等に使用する枚数

4 登録道産食品の販売促進等に使用する用途

5 使用条件

(1) 要領を遵守すること。

(2) 前項の条件は、登録事業者が登録マークを印刷させる印刷事業者等にも及ぶこと。

### 留意事項

- ・販売促進等に使用する用途として、販促用のパネル、POP、折込広告(チラシ)、カタログ印刷、新聞・雑誌広告、ホームページ画面に表示など具体的に記載してください。
- ・登録道産食品のシール、ラベル印刷及び販売促進等の用途として、マークの使用形態を事前に確認するためにキヨ刷り、写真などを添付してください。

(別記様式第3号)

## 道産食品登録マーク使用実績報告書

平成 年 月 日

登録機関 様

(登録事業者)

所在地 〒 -

名称

代表者

印

平成 年 月 日付けで登録を受けた次の道産食品について、道産食品登録制度要領に基づき次のとおり報告します。

### 記

1 登録道産食品の種類及び名称

2 登録番号 登録第 号

3 年間使用実績

(1) 登録道産食品にシール又は印刷した枚数

期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

使用数 枚

ロス数 枚

(2) 登録道産食品の販売促進等に使用した枚数

用途

期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

使用数 枚

ロス数 枚



(別記様式第4号)

道産食品登録マーク使用許諾変更申請書

平成 年 月 日

登録機関 様

(登録事業者)

所在地 〒 -

名称

代表者

印

平成 年 月 日付け記 号で登録マーク使用許諾を受けた許諾事項について、次のとおり変更したいので、次の条件を了知の上、登録マークを表示したいので申請します。

記

1 登録道産食品の種類及び名称

2 登録番号 登録第 号

3 変更理由

4 変更使用する登録マークの年間使用予定枚数

(1) 登録道産食品にシール又は印刷する枚数

(2) 登録道産食品の販売促進等に使用する枚数

5 認証道産食品の販売促進等に使用する用途

6 使用条件

(1) 要領を遵守すること。

(2) 前項の条件は、登録事業者が登録マークを印刷させる印刷事業者等にも及ぶこと。



(別記様式第7号)

## 道産食品登録食品検認申請書

平成 年 月 日

(登録機関名及び代表者) 様

(登録事業者)

所在地 〒 -

名 称

代表者

印

次のとおり、道産食品登録食品の検認を受けたいので、道産食品登録制度実施要綱第4の3の(5)の規定により申請します。

### 記

1 登録道産食品の種類及び名称

2 登録番号 登録第 号

3 道産原材料及び原産地

原材料名	原産地名	備考

道産原材料の原産地を証明する書類を別途添付  
登録マークを表示しようとする容器又は包装(容器は写真でも可)

(別記様式第8号)

道産食品登録食品生産休止(廃止)届出書

平成 年 月 日

(登録機関名及び代表者) 様

(登録事業者)

所在地 〒 -

名 称

代表者

印

平成 年 月 日付けで登録を受けた次の道産食品の生産を休止(廃止)することとしたので、道産食品登録制度実施要綱第4の3の(6)のア、イの規定により、届け出ます。

記

- 1 生産を休止(廃止)する登録道産食品の種類及び名称
- 2 登録番号 登録第 号
- 3 休止(廃止)する理由
- 4 再開予定時期

注 4の再開予定時期の欄は、生産の休止の場合のみ、記載すること。

(別記様式第9号)

道産食品登録食品生産再開届出書

(登録機関名及び代表者) 様

(登録事業者)

所在地 〒 -

名 称

代表者

印

平成 年 月 日付けで登録を受けた次の道産食品について、生産を再開したいので、道産食品登録実施要綱第4の3の(6)のウの規定により、届け出ます。

記

1 登録道産食品の種類及び名称

2 登録番号 登録第 号

3 再開年月日 年 月 日

(別記様式第10号)

道産食品登録事業者名称等変更届出書

平成 年 月 日

(登録機関名及び代表者) 様

(登録事業者)

所在地 〒 -

名 称

代表者

印

次のとおり、登録事業者の名称(代表者、主たる事務所の所在地)を変更したので、道産食品登録制度実施要綱第4の3の(6)の工の規定により、届け出ます。

記

- 1 登録番号 登録第 号
- 2 変更年月日
- 3 変更内容

変 更 前	
変 更 後	

注 不要の文字は、抹消して作成すること。

(別記様式第11号)

## 道産食品登録変更申請書

平成 年 月 日

(登録機関名及び代表者) 様

(登録事業者)

所在地 〒 -

名 称

代表者

Ⓜ

平成 年 月 日付けで登録を受けた道産食品について、次のとおり変更したいので、道産食品登録実施要綱第4の3の(7)の規定により、申請します。

### 記

- 1 登録を受けた道産食品の種類及び名称
- 2 登録番号 登録第 号
- 3 変更の内容及び理由

変更の内容	
理 由	

(別記様式第12号)

道産食品登録機関登録申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

(申請者)

所在地 〒 -

名称

代表者

印

道産食品登録制度の登録機関として登録を受けたいので、道産食品登録制度実施要綱第5の1の規定により、申請します。

記

1 登録業務を行う審査員(判定員)

氏名	最終学歴又は資格及び実務経験等	審査、判定業務の別
		審査・判定
合計 名	(審査 名、判定 名)	

2 登録業務を開始しようとする日

3 要綱第6の1の(3)に定める者の兼業の内容

氏名	住所	兼業する職業及び所属



(別記様式第13号)

道産食品登録業務規程変更届出書

平成 年 月 日

北海道知事 様

(登録機関)

所在地 〒 -

名称

代表者

印

平成 年 月 日付けで届け出た業務規程を変更したので、道産食品登録制度実施要綱第5の3の規定により、届け出ます。

(別記様式第14号)

道産食品登録機関名称等変更届出書

平成 年 月 日

北海道知事 様

(登録機関)

所在地 〒 -

名 称

代表者

印

次のとおり、登録機関の名称(代表者、主たる事務所の所在地)を変更したので、道産食品登録制度実施要綱第5の4の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 登録機関 登録第 号
- 2 変更年月日
- 3 変更内容

変 更 前	
変 更 後	

注 不要の文字は、抹消して作成すること。

(別記様式第15号)

## 道産食品登録事項変更申請書

平成 年 月 日

北海道知事 様

(登録機関)

所在地 〒 -

名 称

代表者 ㊟

次のとおり、登録機関の登録事項を変更したいので、道産食品登録制度実施要綱第5の5の規定により、申請します。

記

### 変更事項及び内容

変更事項	
内 容	変更前 変更後

注 変更事項の欄には、認証業務を行う審査員(判定員)、要綱第6の1の(3)に定める者の兼業の内容の別を記載すること。

(別記様式第16号)

## 道産食品登録(非登録)書

(申請者)様

平成 年 月 日付けで申請のあった次の道産食品について、道産食品登録制度実施要綱第5の6の(1)の規定により登録します(登録しません)。

記

- 1 道産食品の種類及び名称
- 2 登録番号      登録第                      号
- 3 登録年月日    平成 年 月 日

登録機関 ⑩

(別記様式第17号)

道産食品登録変更(非登録変更)書

平成 年 月 日

(登録事業者名及び代表者) 様

(登録機関名及び代表者) ㊞

平成 年 月 日付けで登録変更申請のあった次の登録道産食品について、道産食品登録制度実施要綱第5の6の(1)の規定により登録変更します(登録変更しません)。

記

- 1 変更登録する登録道産食品の種類及び名称
- 2 登録番号 登録第 号

注 登録しない場合は、登録しない理由を記以下に記載すること。

(別記様式第18号)

道産食品登録マーク使用許諾書

平成 年 月 日

(登録事業者) 様

登録機関

平成 年 月 日付けで申請のあった登録マークの使用許諾申請については、次のとおり承諾します。

記

- 1 登録道産食品の種類及び名称
- 2 登録番号 登録第 号
- 3 登録マークの印刷事項
  - (1) 登録道産食品にシール又は印刷用
  - (2) 登録道産食品の販売促進等用

(別記様式第19号)

道産食品登録マーク使用変更許諾書

平成 年 月 日

(登録事業者) 様

登録機関

平成 年 月 日付けで申請のあった登録マーク使用変更許諾申請については、次のとおり承諾します。

記

- 1 登録道産食品の種類及び名称
- 2 登録番号 登録第 号
- 3 登録マークの印刷事項
  - (1) 登録道産食品にシール又は印刷用
  - (2) 登録道産食品の販売促進等用

(別記様式第21号)

## 道産食品登録食品検認結果通知書

平成 年 月 日

(登録事業者名及び代表者) 様

(登録機関名及び代表者) ㊞

道産食品登録制度実施要綱第5の6の(3)の規定により平成 年 月 日付けで実施した登録道産食品に関する検認の結果は次のとおりです。

### 記

- 1 登録道産食品の種類及び名称
- 2 登録番号 登録第 号
- 3 検認結果

注 検認結果の欄には、適切と認める場合はその旨を、業務の改善を指示する場合は、「検認結果通知書」を「業務改善指示書」と、「3 検認結果」を「3 指示事項」として、指示する内容を記載すること。



(別記様式第22号)

## 道産食品登録取消通知書

平成 年 月 日

(登録事業者名及び代表者) 様

(登録機関名及び代表者) ㊞

平成 年 月 日付けで登録した次の道産食品について、道産食品登録制度実施要綱第5の6の(4)の規定により登録を取り消したので、通知します。

記

- 1 登録を取り消す登録道産食品の種類及び名称
- 2 登録番号 登録第 号
- 3 取消事由

(別記様式第23号)

## 道産食品登録報告書

平成 年 月 日

北海道知事 様

(登録機関名及び代表者) ㊞

道産食品登録制度実施要綱第5の6の(7)の規定により、次のとおり報告します。

### 記

- 1 報告の内容
- 2 添付書類

- 注 1 報告の内容の欄には、登録、非登録、検査結果、登録取消、生産休止(廃止)、生産再開、名称等の変更又は変更承認の別を記載すること。
- 2 添付書類の欄には、報告の内容に応じ、要領第4の6に定める書類の名称を記載すること。

(別記様式第24号)

道産食品登録機関業務廃止届出書

平成 年 月 日

北海道知事 様

(登録機関)

所在地 〒 -

名称

代表者

印

平成 年 月 日付で登録を受けた登録機関の業務を廃止したいので、道産食品登録制度事業実施要綱第5の7の規定により、届け出ます。

記

業務を廃止する理由

(別記様式第25号)

(記号)第 号  
平成 年 月 日

## 道産食品登録機関登録(非登録)通知書

(申請者)様

北海道知事



平成 年 月 日付けで申請のあった登録機関の登録については、審査の結果、基準に適合しているものと認め、次のとおり登録したので通知します(次の理由により登録しません)。

### 記

- 1 登録番号            登録第        号
- 2 登録年月日

注    登録しない場合は、記以下に登録しない理由を記載すること。

(別記様式第26号)

(記号)第 号  
平成 年 月 日

道産食品登録事項変更承認(非承認)書

(登録機関名及び代表者氏名) 様

北海道知事



平成 年 月 日付けで申請のあった登録機関の登録事項の変更については、承認します(承認しません)。

注 承認しない場合は、承認しない理由を記載すること。

道産食品登録立入検査員証

登録機関及び代表者氏名 様  
登録事業者及び代表者氏名

北海道知事



次の者は、道産食品登録制度実施要綱第6の5の規定により、立入検査を行う者であることを証明します。

記

- 1 所 属
- 2 職 氏 名

道産食品登録制度実施要綱（抜粋）

第6の5 知事は、その職員に、1に規定する登録機関の基準の適合状況及び登録機関が行う業務について、毎年検査をさせなければならない。ただし、必要があると認めるときは、登録事業者及び登録機関に対し報告を求め、若しくはその職員に立入検査をさせ、又は登録事業者及び登録機関に対し業務の改善を指示することができるものとする。

(別記様式第28号)

(記号)第 号  
平成 年 月 日

## 道産食品登録検査結果通知書

登録機関 様  
登録事業者

北海道知事 

道産食品登録制度実施要綱第6の5の規定により平成 年 月 日付けで実施した検査の結果は次のとおりです。

記

検査結果

注 検査結果の欄には、適切と認める場合はその旨を、業務の改善を指示する場合は、「検査結果通知書」を「業務改善指示書」と、「検査結果」を「指示事項」として、指示する内容を記載すること。

(別記様式第29号)

(記号)第 号  
平成 年 月 日

## 道産食品登録機関取消通知書

(登録機関及び代表者氏名) 様

北海道知事



平成 年 月 日付けで登録した登録機関の登録について、道産食品登録制度実施要綱第6の6の規定により取り消したので、通知します。

### 記

- 1 登録を取り消した登録番号
- 2 取消事由